

令和5年2月（第1回）

奈良県葛城地区清掃事務組合
議 会 定 例 会 会 議 録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

令和5年2月21日

第1回奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会会議録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

目 次

月・日	件 名	頁
2月21日	開会宣言 -----	3
	管理者招集あいさつ -----	3
	開議宣言 -----	4
	会議録署名議員の指名（泉尾議員・奥田議員） -----	4
	会期決定（1日間） -----	4
	日程第1 一般質問 -----	4
	日程第2 議第1号 令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計 補正予算（第2号）（原案可決） -----	1 2
	日程第3 議第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関 する法律施行条例の制定について（原案可決） -----	1 3
	日程第4 議第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開条例の一部 改正について（原案可決） -----	1 4
	日程第5 議第4号 奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開及び個人情 報保護審査会条例の制定について（原案可決） -----	1 4
	日程第6 議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合環境整備基金条例の 制定について（原案可決） -----	1 5
	日程第7 議第6号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算 （原案可決） -----	2 0
	日程第8 副管理者の辞職について（許可） -----	2 3
	追加日程第1 副管理者の選任（指名推薦） -----	2 4
	追加日程第2 議会議案第1号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護 条例の制定について（原案可決） -----	2 5
	追加日程第3 議会議案第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会における質問 等に関する条例の制定について（原案可決） ---	2 7
	追加日程第4 議会議案第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全 部改正について（原案可決） -----	3 3
	追加日程第5 議会議案第4号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び 委託料支出調査特別委員会条例の制定について （原案可決） -----	3 4
	閉会宣言 -----	3 7

令和5年2月（第1回）奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会

日 時 令和5年2月21日（火） 午後2時開議

議事日程

- 第1 議第1号 令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第2 議第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第3 議第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開条例の一部改正について
- 第4 議第4号 奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 第5 議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合環境整備基金条例の制定について
- 第6 議第6号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算
- 第7 副管理者の辞職について

本日の会議に付した事件

- 第1 日程第1 一般質問
 - 第2 日程第2 議題1号（説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第3 日程第3 議題2号（説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第4 日程第4 議題3号（説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第5 日程第5 議第4号（説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第6 日程第6 議題5号（説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第7 日程第7 議題6号（説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第8 日程第8 副管理者の辞職について（辞職許可）
- 追加日程第1 副管理者の選任（議長指名）
- 追加日程第2 議会議案第1号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護条例の制定について（説明・質疑・討論・原案可決）
- 追加日程第3 議会議案第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会における質問等に関する条例の制定について（説明・質疑・討論・原案可決）
- 追加日程第4 議会議案第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全部改正について（説明・質疑・討論・原案可決）
- 追加日程第5 議会議案第4号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の制定について（説明・質疑・討論・原案可決）

出席議員（21名）

2番	梨本 洪珪	3番	奥本 佳史
4番	谷原 一安	5番	清原 和人
6番	谷本 昌弘	7番	今中 富夫
8番	吉中 隆昭	10番	吉村 裕之
11番	堀内 大造	12番	西村 元秀
13番	仲本 博文	14番	泉尾 安廣
15番	平井 康之	16番	中川 義弘
17番	福岡 憲宏	18番	川田 裕
19番	河杉 博之	20番	眞鍋 亜樹
21番	奥田 公夫	22番	杉本 延博
23番	南 満		

欠席議員（3名）

1番	溝尾 彰人	9番	松井 宏之
24番	小松 久展		

説明のため出席した者

管理者	東川 裕	副管理者	阿古 和彦
副管理者	山村 吉由	事務局長	中井戸 開広

監査委員 赤銅 修

議場に出席した事務職員

議会事務局長	木下 嘉敏	書記	吉川 勝
書記	森 幸也		

速記者 床田 容子

午後2時0分開会

○議長（南満） ただいまの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきますと思います。

どうか各位におかれましては、議事運営に格段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより令和5年2月奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会を開催いたします。

○議長（南満） ただいま事務局より正誤表についての説明があるという申出がございましたので、説明のほうをさせたいというふうに思います。事務局長。

○事務局長（中井戸開広） すみません、議会が始まる前におわび申し上げます。

議案書につきまして訂正がございます。正誤表をお配りしておりますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（南満） 皆様方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き会議に入ります。

○議長（南満） 管理者より招集の挨拶があります。管理者。

○管理者（東川裕） 本日、2月議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様方には公私とも何かとご多忙の折にもかかわりませずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素は本組合の管理運営につきまして、それぞれのお立場から特段のお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げますのは、令和4年度組合一般会計補正予算（第2号）、個人情報保護に関する法律施行条例等3件の制定案件と1件の改正案件及び令和5年度組合一般会計予算の6案件でございます。

それぞれの案件につきましては、上程の都度、具体的なお説明をさせていただきますので、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南満） それでは、会議に入ります前に、新しく本組合議会議員にご就任いただきました議員をご紹介します。

葛城市議会議長梨本洪珪議員をご紹介します。

○2番（梨本洪珪） 梨本でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南満） ただいまご紹介いたしました梨本洪珪議員におかれましては、今後、本組合発展のため格段のご協力をお願い申し上げます。

○議長（南満） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（南満） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により

14 番 泉 尾 安 廣 議員

21 番 奥 田 公 夫 議員

の両君を指名いたします。ご了承願います。

会期について

○議長（南満） 次に、会期について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、監査委員より、定期監査結果報告書並びに例月出納検査結果報告書が提出されております。お手元に配付しておりますので、ご清覧お祈りいたします。

本日の日程に入ります前に、議会運営に関する協議を行うため全員協議会を開催いたします。

○議長（南満） 暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時8分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

○議長（南満） これより日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（南満） 日程第1、一般質問を行います。

なお、一般質問に係る資料の配付を奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則第92条の規定により、議長において許可しておりますことを申し添えます。

それでは、さきに通告のありました18番川田裕議員の発言を許します。18番川田裕議員。

○18番（川田裕） では、一般質問のほうに入りたいと思います。

この組合では初めての一般質問ということで驚いているわけですが、重大な問題と思ひましてぜひともこういった公の場で質問することに意義があるということから質問させて

いただきます。

参考資料の7ページを参考をお願いしたいんですが、これにつきましては中継基地からこのアクアセンターまでの運搬業務というものが行われております。それについて、いわゆる毎年度随意契約で行われてきているということで、特殊な業務ということから全面的にその随意契約を否定するわけではないわけですが、開示請求等により調べさせていただきました。

そうしますと、その法的根拠というものを求めて、それに出された文書が現在7ページ以降に書いているその内容であったということでもあります。

特に随意契約の内容、数年にわたってばらばらなんですけれども、まずそこは一般質問のこのもので確認をさせていただきたいなと思います。

まず、1番、平成28年3月25日の決裁についてということでお聞きをいたします。

伺い書の内容では、平成28年においても下記の内容をもって別紙の委託契約を締結してよろしいかと書かれております。下記の内容とは、委託期間、委託料（単価契約）です、届出書、収集・運搬・処分等の委託基準を示すものの写しとなっております。予算措置、し尿運搬投入業務委託料が記されております。これらに記されたものには随意契約の根拠を示すものは一切記されておられません。解説が不可能であります。

この年度の伺い書の決裁は根拠なく契約されたものであるのかどうかの見解を示されたいと思います。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） ご指摘のとおり随意契約の根拠が決裁文書には記載されていませんでしたが、決して根拠なく契約したものではありません。そういうふうに理解をしております。

以上です。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） 先に全部聞いてまいります。

じゃあ2番目に、平成29年3月31日、そして平成30年3月31日、平成30年3月25日の決裁についてお聞きします。

伺い書の内容では、し尿海洋投入処分委託業務の廃止に係る補償等に関する覚書、この覚書も参考資料につけておりますが、第1項第1号の規定する代替措置として平成15年度より委託とされ、平成29年度についても委託契約を締結してもよいかの伺いでありませぬ。

しかしながら、覚書の補償内容では、平成15年度に一部一括支払いと、その他の支払いは平成16年から20年度までに5か年の契約で支払うことが約束されたものであります。平成29年度については既に覚書の効力は失効していると示唆できるわけでありませぬ。

伺い書にはそれ以外の随意契約の理由は示されておらず、上記の代替措置による理由であれば、地方自治法施行令167条の2の規定要件に該当せず違法のおそれがありますが、

それに対する組合の見解を求めます。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） ご指摘のとおり、し尿海洋投入処分委託業務廃止に係る補償等に関する覚書第1項第1号に規定する代替措置として平成15年度に委託してという理由ではなく、はっきりとした随意契約の根拠を記載して決裁行為を取るべきであったと思います。

以上です。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） じゃあ、次に行きます。

3番、令和2年3月20日及び令和3年3月30日の決裁伺い書についてお聞きします。

伺い書の内容では確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべきではない。地方自治法施行令167条の2第1項第2号契約の性質または目的が競争入札に適さないの理由により随意契約による伺いを行っております。

また、その他の理由は示されておられません。

地方自治法施行令167条の2第1項の第2号では、不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造・修理・加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適さないものをするときと規定されております。

伺い書の理由では確実な履行が求められるということが理由になっておりまして、確実な履行はもちろんのことではありますが、それはその他の事務に関しても同様の理由でありまして、このような抽象的な理由をもって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由とすることは解することができないものであります。

上記の指摘に対し、確実な履行が求められるが、同令の167条の2第1項に該当する根拠に対する見解を示されたいと思います。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） ご指摘のとおり、確実な履行を求められるという理由だけをもって地方自治法施行令第167条の2第1項に該当するということの判断はできかねます。

今後は、先ほどからも言うておりますように、はっきりと随意契約の根拠を記載して、決裁行為を行いたいと思います。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） 今、3問続けて行かせていただいたんですが、まずこの1番のし尿運搬投入業務委託料の随意契約の法的根拠についてお聞きしましたが、どれも今後見直しましょうということは今ご答弁をいただいて、それは直していただきたいと思うんですが、要はこれ何ら根拠を示されずに、いわゆるそんな簡単に契約というものがこれできるものなのかどうかということが大きな問題となっております、これをお聞きしたからと

いって今すぐじゃあここが問題でこれは無効ですとか、いやいや適正でしたという回答はできないと思うんですが、それだけ組合議会というのは一般通常の普通公共団体における議会とは離れておまして、なかなかチェックがききにくいところもある中においてこのような取引といいますか契約が行われているということに関してはこれは遺憾と申し上げるしかないというような状況であります。

この点について、管理者に今後の対応方法、法的根拠をもちろん示していただく説明義務もあると思いますので、その点について今後どのようにしていくかという見解を求めたい。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 正直、私もこれ川田議員のご質問があったという情報をいただいて調べましたところ、グレーな部分が多いというのは私自身も驚いております。私が驚いておったらいかんですけれども。明らかにこの長年の慣例の中で簡単に伺い書が決議されてきたというのは私の責任だというふうに思います。

ただ、この問題につきましては、いわゆる合特法の絡み等々があつてなかなかそのはっきりした形が出ていなかったと、そしてそれぞれの契約をこの時代の時々の流れをペーパーにしてちゃんと記録を残していなかったということに端を発しているというふうに思います。このことに関しましては非常に大きな問題だと捉えております。

弁護士さんとも相談をさせていただきたいというふうに思っておりますし、今一方でそれぞれの中継槽からここまでの運搬につきましては2つの業者に対しまして、これはもう合特は終わっていますよという確認書を送付させていただいております。

その返答はまだございませんけれども、ベースとして合特は終わったというベースの下で今後、私管理者としてこの組合の事務という形で弁護士さんとも相談させていただきながらしっかりした形をこの業者さんと契約をする。同時に、それぞれの市町のし尿業務が滞らないような形をしっかりと考えて対応させていただきたい、またその内容については逐一議会のほうでもご報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） ご答弁ありがとうございます。

なかなか複雑な問題でもあるということから若干時間を要することだと思います。議会のほうも調査していきたいと思っておりますので、その点は協力できるところは協力しながら進めたいなと思っております。

では次、2番のし尿海洋投入処分業務廃止に係る補償等に関する覚書、平成14年10月1日、以下覚書と言いますが、についてお聞きします。

これはもう端的に1番からお聞きしていきます。

資料の1ページ、2ページをお願いしたいんですが、1番、し尿海洋投入処分業務を廃止に係る補償額についてお聞きいたします。

覚書の内容、6ページに覚書の内容を記しております。

覚書の内容からいきましたらし尿海洋投入処分委託業務廃止に係る補償額、以下補償額

と言いますが、1社当たり海洋投入処分業務廃止に係る補償総額は8,500万円、1社に対して8,500万円と記されております。

それでは、海上業務について組合が補助する額はこの組合の資料から3社にやっておりますので合計しますと2億5,500万円となりますが、これはそれで間違いはないでしょうか、組合の認識を示していただきたいと思います。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） はい、そのとおりでございます。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） ありがとうございます。

では次に、続いてお聞きします。

2番に、補償額の算出についてお聞きいたします。

その合特法による、合特法の趣旨に基づく内容となっておりますが、その補償額の算出として21万2,500キロリットル、これが年間処理見込み量なんですけど、それに掛ける400円、これは逸失利益単価となります。そして、3社でありますから掛ける3を乗じますと2億5,500万円のこの計算がぴったり出てくるわけです。この算出と解することでこれで間違いはないでしょうか。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） はい、そのとおりでございます。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） ありがとうございます。

では次、3番になります。

補償額の支出方法についてお聞きします。

補償額の支出方法として、海洋業務逸失利益単価が200円、陸上業務逸失利益単価が200円となり、合計すると逸失利益単価が400円となります。それに年間処理見込み料を3社で乗じると②でお聞きした2億5,500万円、この金額となるわけですが、その支払い方法は海洋業務に関する補償は平成15年度に一括で支払われております。陸上業務に関する補償は逸失利益が200円掛ける21万2,500キロリットル、これが年間処理見込み量、そして3社を掛けますと1億2,750万円、これが陸上業務逸失利益額と算出されます。

この支払い方法は、6,375万円、その半分です、これが補償額の50%として現金で支払われて、残額、同額の補償額50%が代替業務措置として支払い方法で措置されたと解しますが、これで間違いございませんか。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） はい、そのとおりでございます。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） もう一点お聞きします。

このいわゆる覚書の内容からいけば、代替業務については今後協議をしとありますが、

この8, 500万円の支払いはもう全部終わっているわけですね。終わっているにもかかわらずこれ補償金が出ているわけですが、これは覚書の延長等について平成14年10月1日に結んだ覚書の内容で、覚書の第1項第4号についてさきにおいて代替業務とするし尿運搬投入業務委託料に関しては協議によるものになると、この一文があります。

補償額の支払い後に全部支払ったという後に新たな覚書が結ばれた事実はこれ存在しているのかどうか、これをお答えいただきたいなと思います。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） 覚書等の延長等はありません。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） ないわけですね。

じゃあ、補償額の全額の支払い状況についてお聞きします。もう一度確認します。

平成15年度から補償額について支払いが開始されているわけですが、現在はその補償額の支払いはもう全て完済していると解しますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） はい、そのとおりでございます。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） ありがとうございます。

全くこちらの調査事項と同じ認識の下、今回答をいただきました。

要するに、もうこれ約束していた以上のものを毎年ずっと補償額を乗せたまま払い続けていたと、大変な問題だと思うんです。

個人商店でやっているような取引じゃないんで、これだけの首長さんも参加されている中でそういったチェックが働いていなかったということは驚きを隠せないわけですが、そういったものも含めて組合の支出した補償額についても一度確認をしていきます。

1番、補償額が完済した年度です、これは何年度に完済していると認識されていますか。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） 補償額支払いについては平成20年度で完済していると認識しております。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） ということは、もうかなり前に完済しているわけですね。

じゃあ、2番をお聞きします。

補償額以上の支出の有無につきまして、陸上業務について逸失利益単価は200円とされますが、1社当たりの陸上業務の補償額は4,250万円であり、その50%が代替業務措置としてされております。すなわち1社当たり2,125万円が代替業務措置に対する補償額でありまして、それ以上の額を支払う義務は組合にはありません。

組合は各構成団体の分担金で賄われていることから、特別公共団体の範囲に居住する住民は補償額以上の負担をせしめることは背信行為に当たると思います。

端的に確認いたしますが、補償額以上の支出をしている事実はないか、その計算の説明を示されたいと思います。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） ご指摘の補償額以上の支出をしている事実はないかについては、代替業務措置の補償額相当分に達した時点で業者との協議が必要であったと思われま

す。

以上です。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） もう一度聞きます。

協議があったかというのはいいんですけど、それ以上に払ってたかどうかの認識を今お聞きしているわけですが。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 今、私も正直これを見て、ご指摘をいただいてからこの200円がオンされているという内容を改めて確認させていただいたところでございます。

ただ、毎年のように契約をするわけですが、その際に単価を決める段階において分離をした内容でこの分200円オンしますよという形で私も契約をしたというような記憶がないような状況です。

したがって、この合特に関してのプラス200円というのがお互いに曖昧になっていたというのがこれ正直なところかなというふうに思います。

ただ、こういう形であぶり出していただきましたので、明らかに合特が終わっているのに200円、合計400円をオンしていたという事実が平成20年からずっと続いていたというのはこれはもう認めざるを得ないというふうに思います。

これをどう処理するのか私も考えましたけれども、今時点で返還という方法もあろうかなというふうに思いますけれども、再度これから契約をしていく中でこちらの一つのカードとして相手との交渉の際に使わせていただけたらなというふうに今現在思っているところです。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） 出したかどうかということは、もう出しているしかないんです、この資料の調査からいきましたら完全に払っているわけですが。分かりやすく2ページにはその表を作って出しております。

1ページにもその簡単な計算を出しておりますが、約1億円以上の支払いが超過された形で支払われているというのが計算上からは出てくるわけです。

この補償額の調査について、次にお聞きします。

補償額の支出に対する疑義が出ましたことから開示請求資料を整理して、参考資料、この今お配りしている資料を作成いたしました。この資料は、し尿中継基地からアクアまでの年間投入量及び投入費等の推移という、決算説明書から整理しまして経緯を示したものであります。

表では補償額の累計も記しておりまして、2で示した1社当たりの陸上業務の補償額4,250万円、その50%が代替業務措置とされている覚書の内容になっているわけです。それから計算しますと、1社当たり2,125万円が代替業務措置に対する補償額として確認もできるようにこの資料を作成しました。

この表から確認すると、代替措置の補償額は僕の調べでは先ほど20年と言ってましたけれども19年度にはもう全て完済していることが確認できるわけです、数字上からは、それ以降の補償金は支出の裁量権の逸脱または乱用に該当するおそれもあるわけです。

これ、今言いましたように、管理者から説明もありましたが、今後の交渉のカードと言いますけれども、これ不当利得に当たりますので、不当利得、だから不当利得の返還請求権というのは組合にあると思います。

ただし、時効というものもあるわけでありまして、不当利得の時効は10年ですから、それを相手方が言ってきた場合、これは争うことも難しいと、だからそれは道義的責任ということになってくるわけですが、それについては今この場では議論はしませんが、今後、そういったものに対して明確に組合の態度、契約がはっきりしていなかったんだとかという問題じゃなくて覚書が全てなんですから、あれが最終意思決定の文書になるわけです、そこはもう一度、新たに認識をお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） おっしゃるように、以前も申し上げたかなと思いますけれども長い歴史の中でいろんな決定事項が、この組合の決定事項が文書として残っていない部分がたくさんあるというのは前回も私申し上げたところです。これは今、事務局のほうでもかなり整理はしてくれているんですけども、一番大事なこういう問題について文書がないというのは大きな問題だと重く受け止めさせていただきたいと思います。

今後、弁護士さんとも相談させていただきながらしっかりと覚書を結んで、同時にこの業務が滞らない形、それも並行してしっかりと考えて対応してまいりたいというように思います。

○議長（南満） 18番川田裕議員。

○18番（川田裕） 調べるのは議会でも先ほど言いましたように今後調べるつもりなんですけど、いわゆる根拠なき支出に対しての返還請求をこれ行っていかなければいけないと思うんです、これは議会の意思としてもそうだと思います。だって、皆さんの議会かて必要以上に今まで分担金を払っていらっしゃるわけですから、じゃあ何もなかったことにしようということはこれ絶対ならないわけでありまして、だからそこは返還請求権というのは絶対あると思います、だからそうやっていただきたい。

今後、覚書でどうのこうのって言うんですけども、覚書というのは契約上、地方自治法という法律がありますから、その中でいわゆる契約できないものもあります、長期継続契約できないものもあればいろいろありますよね、だからもう一段下の覚書という内容でやるわけですが、覚書も内容が契約書と同じ内容であれば契約書としてみなされるわけですから、だからそこは地方自治法の規定どおりきちっとした契約書という形でやっていた

だかないと、そこをあやふやな先ほどの伺書のあいつた内容で、何で合特法の内容が今のここ数年の伺い書に出てくるんだと、そんなもんあり得ない話じゃないですか。8, 500万円、総額ですよってこう書いてあるわけなんで、それ以上払っていたらもう関係ないわけでしょう。

だから、そのあたりも含めて整理をいただきたいなど、このように思います。

もうこれ最後にしておきますが、今後もうこの問題に関しては議長のほうには議案を提出させていただいていますが、理事者任せでやるというんじゃなくて議会もチェック機能を持った議決機関でありますので、そこは特別委員会設置条例を今出していますので、今後はもうそれを可決賜りますようお願い申し上げまして、今後、その中で詳細に調べ、そして今後どのような方向がよいかということもじっくりと検討させていただきたいと、このように思います。

それを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（南満） 以上で18番川田裕議員の一般質問を終わります。

日程第2 議第1号 令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算
(第2号)

○議長（南満） 次に、日程第2、議第1号令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第1号令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

補正予算第2号では、歳入歳出予算の総額14億82万2,000円から歳入歳出それぞれ5,327万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,755万1,000円としております。

補正予算の概要をご説明申し上げますので、議案書の8ページをお開き願います。

歳入第1款分担金及び負担金でございます。令和元年度より年度末に確定する組合各市町のし尿処理量をもって当年度の分担金を精算することにしてはしておりますが、直近の1月から12月の処理量を基に算出したところ、現時点で増額となる市町が発生したため、精算準備として支出不用額を減額し、分担金を下げる調整を行いました。

また、第5款繰入金では、し尿処理施設等補修費基金を財源としている公園健康ロード改修工事の仕様再検討に伴い本年度実施を見送ったことによる繰入金の減額を行っております。

次に、10ページをお開き願います。

歳出では、主に第2款総務費での公園健康ロード改修工事及び第3款衛生費でのし尿処理施設包括的管理業務委託料を減額補正いたしました。

なお、年度末において分担金が増額精算となった市町が発生した場合には、財政調整基

金で調整させていただく予定でございます。

以上、大変簡単ではございますが、令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げました。どうぞよろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第3 議第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（南満） 次に、日程第3、議第2号奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第2号奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律による個人情報保護法改正に伴い、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一・不整合を解消するため、全国的な共通ルールが定められることとなり、令和5年4月1日に施行されます。

この法改正に併せて現行の奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定するものです。

以上、大変簡単ではございますが、議第2号奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第4 議第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開条例の一部改正について

○議長（南満） 次に、日程第4、議第3号奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第3号奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

本条例は、奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、所要の整備を行うため一部を改正するものです。

以上、大変簡単ではございますが、議第3号奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開条例の一部改正についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第5 議第4号 奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（南満） 次に、日程第5、議第4号奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第4号奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

本条例は、奈良県葛城地区清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、情報公開及び個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定について個人情報保護法の引用に変更するとともに、調査審議権限を追加いたします。

大幅な改正となるため、現行の奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則を廃止し、新たに本条例を制定するものです。

以上、大変簡単ではございますが、議第4号奈良県葛城地区清掃事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第6 議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合環境整備基金条例の制定について

○議長（南満） 次に、日程第6、議第5号奈良県葛城地区清掃事務組合環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第5号奈良県葛城地区清掃事務組合環境整備基金条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

奈良県葛城地区清掃事務組合し尿処理施設等補修費基金が令和4年度末に積立目標額に到達することから、今後の基金運用について検討してまいりました。

補修費基金は令和5年度以降は積立てせず、し尿処理施設関連費用にのみ充当することとし、今回、新たに環境整備基金を設置し、かもきみの湯、ごろごろ広場などの地元還元施設の大型補修費に充てるため、環境整備基金条例を制定するものです。

以上、奈良県葛城地区清掃事務組合環境整備基金条例の制定についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。18番川田議員。

○18番（川田裕） 確認でお伺いさせていただきたいんですが、この積立てというところでこれ第3条第2項になりますが、ここのただし書の規定によりまして御所市の負担は免除すると、このように規定がなされております。

この意味はどういうことなんですか。御所市さんももう一緒に積んでやったらいいのかと普通は思うわけですが、この積立ては御所市はしないということの規定なんですね、これは。基金には御所市さんは積まないという規定なのか、そこの解釈をご説明いただきたいと思います。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） 以前ありましたし尿処理施設等補修基金につきましても、処理施設が御所市に在住するということで免除という形を取っていただいていた、それをそのまま今回の環境整備基金についてもここでやるということで御所市を免除というふうな形で協議をしていただくということになります。

以上です。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） こういった施設を持たれている公共団体の長というのは本当に様々な苦勞が多くて、そこは私どももごみ焼却場とかそういったものがありますのでそこはもう重々よく理解するわけです。

ただ、免除するということの根拠性というのをはっきりさせておく必要があると思いますので、これは私の勝手な解釈ですが、御所市の職員さんもここのそのアクアだけでやてるわけじゃなくて、いわゆるいろんな水道もあればいろんなものがあるわけです、それに関わるこの地元対策ということに関して相当な労力を使っていただきまして、その分、逆に言えば人件費で考えたら相当な額も支出しているのと同じような考え方であると、このように我々は考えているわけです。

そういった代替えとしてこういった措置を取っていると、そういった解釈でこれは、全てぴったりはいかないかもしれませんがおおむねその部分を占める範囲というのはこれは大きくあると思うんですが、その辺の見解をお示しいただきたいなと思います。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） よくご理解いただいてありがたいなというふうに思います。

この基金につきましては、先ほど申しましたようにこの組合が出来上がってここにアクアができたときに地元還元という意味から当所であります御所市についてはこの基金については免除するという形でございました。それを踏襲するということになっております。

おっしゃるように地元としてはいろんな形で労力を使っているのは、これは私が言うのもあれですけども事実でございますので、それはご理解いただきたいと思います。

ただ、新たに何か施設を造るとかということではなくて、設立当初にお約束をしたごろごろ広場、そしてこの健康ロード、そしてかもきみの湯、これについては設立当初にお約束をしたものの維持という形でございますので、新たに何かを造ってこの基金でということではなくて、今のところはその維持のために使わせていただくというご理解をしていただけたらと思います。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 丁重なご答弁をありがとうございました。

今後もしろいろ大変な折衝等もいろいろ多くあると思いますので、その点はよろしくお願いを申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（南満） ほかにございませんか。

4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 質問させていただきます。

この環境整備基金条例でありますけれども、この議案についてのこれから議論ということになるかと思うんですが、これ議長に議事運営上、運行上どうかお聞きしたいんですが、議案のこの資料です、資料のほうに運用についての案というのも出ております。先ほど管理者のほうからこの運用についての案のところにも触れられたので、こちらのほうの議論と切り分ける必要があるのかなというふうに思うんですが。

と申しますのは、後でこの案についてのこの資料についている運用についての案についての審議の時間があるのかどうかお聞きしたいんですが。

あればその点について聞きたいこともありますし、案となっておりますので今後のことに関わるかなと思いますので、そうでなければもう議案審議ということで議案に今は集中してまた別の時間を設けられるんだったらそれでとは思うんです。お聞きしたいんです。

○議長（南満） 今現在のほうはその審議の時間というのは取っておりません。

ですから、簡潔に質問していただけるのであれば簡潔に今質問していただいて結構でございます。

4番谷原議員。

○4番（谷原一安） それでは、この資料も含めて質問させていただきます。

1つ目は、この運用に在り方について、資料の3ページです、運用の案についてですけども運用イメージが下に書いてあります、その一部については先ほど管理者からご報告がありましたけれども、これまで積み立ててきたし尿処理施設等補修費の基金は今後ともう積み立てないということです。ほんで、その代わり環境整備基金積立てにこの図を見ますと1億円ずつ積み立てていくということになるかと思えます。

そうすると、じゃあこれまで積み立ててきたアクアセンター本体です、処理施設そのものの大規模な補修等は今後どうなるのかという疑念が生じます。

この表を見ますと、下のところに今後は一般会計対応というふうになっております。となると、一般会計というふうになると当然ここは御所市さんもこのアクアセンター本体の改修等については分担していくということなのかどうか、このことをお聞きしたいんで

す。

これまでは両方でした、し尿処理施設等でしたから還元施設にも使う、それからアクアセンター処理施設本体にも使う、両方基金の中から出していたんですが、今回の改正は新たに設けた環境基金のほうはこれはもう地元還元施設に使う、本体のほうはこれまでは…

○18番（川田裕） 議長、議事進行。

本会議の最中でありますので、要旨をまとめて端的に質疑をしていただきたいと思います。

○議長（南満） 冒頭でも私言いましたように、端的な質問でお願いしますということをおっしゃっていました。各議員の方々もご心配のほうをされておりますので、再度私のほうから申し上げます、端的にお願いします。もし長いようであれば、途中で打切りのほうもさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 申し訳ありません。

そういう理解でいいのかどうかということが1つです。

2番目ですけれども、この運用に当たって取りあえず1億円とありますが、これは見通しです、施設整備計画に基づいて、その財政計画の下にこの1億円の積立てが必要というふうな判断なのかどうか、これが2つ目。

3つ目ですけれども、一般会計対応というふうになりますと年々によっては非常に大きな負担があったときに各市町村の分担金、この配分がこの年度末になって予算編成上、非常に困難になるのではないかと、だから基金が本来はあったほうが毎年積み立てていくわけですから各市町村もという考えもあるかと思うんですが、今後これはもうそういうお考えがないのかどうか、このことについてお伺いします。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） まず第1のご質問でございます。今まで基金としてははっきり言って全部まとめてやって、その中でアクアの修理、あるいはかもきみの修理、これが合算になっておりましたので不透明な部分がありました。それを分けるという意味を込めて、今回こういう基金条例を制定させていただきました。

議員ご指摘のように、この基金については地元還元施設、当初の地元還元施設の維持管理に使うものでございますので、アクアのプラントの補修については御所市は一緒に一般会計として算出をさせていただくという考えです。

2つ目は1億円の根拠です、これは今までの経過を見て大体1億円ぐらいが毎年要っているだろうという概算で出しております。

ただし、この1億円を全て使うということでもございませんので、もちろんその範囲内でやっていこうというふうに思っております。

3つ目が、この基金については以前の基金が約7億円弱ほど残っております。もちろんそれについてはアクアの補修に使うということですが、これずっと住友さんが今指定管理をしてくれていますので毎年毎年いろいろな情報をいただきますし、包括契約の中

でどのような形でやっていくかという計画を立てますので、その範囲の中でしっかりと見極めて、必要とあらば皆様方にご負担もお願いするという形なのかなというふうに思います。

○議長（南満） 4番谷原議員。

○4番（谷原一安） まず、1点目の還元施設1億円の見通しなんですけど、これについては毎年予算ということになると思いますので今後の審議ともなりますけれども、私が懸念しておりますのは、質問ですので端的に言いますけれども処理量です、1キロリットル当たりの処理費、これが高くなってきておると思います。そう考えると、今後その施設の在り方、老朽化していくので大変なんですけど軽減、これについてどう考えておられるのか。

だから、この1億円ありきで出ていますけれども、もっと根拠ある計画なりデータをお示し願いたいと思うんですが、この点についていかがでしょうか。1点目です。

2点目についてですけれども、先ほどありました一般会計対応のことですけれども、これについては答弁が十分じゃなかったと思いますのでもう一回確認しますけれども、要は各市町村が分担するようになると、ほんなら大きな改修があったときに、今は積立てがあるからいいんですけれども、これを見ても分かりますけれども令和9年以降です、毎年8,000万円ずつ包括契約をやっていますからそのお金が出ていく、それ以外に本体の改修になったときに、大きな負担があったときにその年々で変動するというのはあまり好ましくないんじゃないかということで、この基金の在り方について、本体のほうです、本体のほうのこれまでの基金積立てがなくなるわけですから、それについてのお考えをお聞きしたいということです。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 1つ目でございますけれども、私もし尿処理量が減っているのに分担金が増えているということについては大きな問題だと捉えております。

今後、運営協議会になりますけれども首長間の中でも今後どうやっていこうかというのはしっかりと議論を今からさせていただこうと思っています。

これにつきましては、今奈良県さんのほうにもいろんなお話をさせていただいて、県も考えてほしいということをおっしゃっていますので、ご存じのようにし尿処理の在り方というもの自体が今後数年で大きく転換されるように思います。このプラントもいつまでこういう形が要るのかということも考えていかなければなりません。その辺についてはしっかりと考えをさせていただきたいと思います。

ただ、この1億円につきましては地元の対策で最初出来上がったものですので、それを維持するためのお金として必要だという判断をさせていただいております。

申し添えますけれども、決して無駄に使うことなく、必要以上に華美なことは考えておりませんので、どういう用途をしたかというのはもちろん議会のほうにも報告をさせていただきます。

2番目については事務局のほうからご回答します。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） すみません、今ご質問いただいている件なんですけれども、令和4年から令和8年度、この5年間の包括契約の中で今後20年間の運営をしていくために大規模な機器の更新がもうこの中に入っておりますので、令和8年度を過ぎれば、令和9年でかなりまた委託のほうの金額が下がってきますので、谷原議員が心配されているようにかなりその負担が大きくなるというふうには事務局としては考えておりませんので。

以上です。

○議長（南満） 4番谷原議員。

○4番（谷原一安） ありがとうございます。

最後に意見だけ述べさせていただきますが、本体のほうについては長期の包括契約の中で見込まれている部分があるということで大きな変動が生じることがないというふうに理解させていただきました。

地元還元につきましては、当然こうしたことの約束の上で本組合が成立していることは了解しております。

ただ、この間、私は2年目ですけれども、令和2年、3年と大規模なかもきもの湯の改修とかごろごろ広場の改修等を行って大体4億円を超えるお金がもう出ているわけです。また新たに1億円となりますとどうかなという気持ちがありましたのでお話しさせていただきましたけれども、見通しをぜひ今後、予算のときに毎年また考えることだろうと思えますけれども、施設整備計画、そういうものを持った上で財政計画を立ててそれなりの積立てをやっていただきたいと、これはお願いです。

以上です。

○議長（南満） それでは、質疑を終わらせていただきたいなというふうに思います。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第7 議第6号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算

○議長（南満） 次に、日程第7、議第6号令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算を議題といたします。

議題の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第6号令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊となっております予算書の1ページをお開き願います。

令和5年度組合会計歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億7,854万円と定めるものでございます。

予算の総額は、前年度と比較しまして524万円の減額となっております。これは、し尿処理施設包括的管理業務委託料等の減額、かもきみの湯ろ過器等更新工事の増額が主な要因となっております。

それでは、歳入歳出の概要を款別にご説明申し上げます。

予算書の8ページをお開き願います。

歳入第1款分担金及び負担金では、11億9,053万1,000円を各市町の負担割合に応じて説明欄に掲げます額をご負担願うもので、24ページから25ページに組合市町分担金算定資料を記載しております。

分担金の額は、前年度と比較しまして1,535万8,000円の減額となっております。

次に、第2款財産収入では、財政調整基金及び補修費基金等の利子収入を計上しております。

次に、第3款繰越金では、令和4年度繰越金として1万円を計上しております。

次に、第4款諸収入では、歳計及び歳計外現金に係ります銀行預金利子、1町2村からのし尿処分料、かもきみの湯指定管理者からの施設利用料及びコピー代金である複写機使用料を計上しております。

次に、10ページから11ページの第5款繰入金では、アクアセンターの補修経費に8,800万円を、かもきみの湯ろ過器等の更新工事及びごろごろ広場公園健康ロード等の更新工事に3,377万2,000円を充当する目的で、合計1億2,177万2,000円をし尿処理施設等補修費基金繰入金及び環境整備基金繰入金として計上しております。

続きまして、予算書12ページから13ページの歳出についてご説明申し上げます。

まず、第1款議会費では、議会運営に係ります経費212万2,000円を計上させていただいております。前年度との比較で134万3,000円の増となっております。これは、議会議員構成変更に伴った備品等の購入経費となっております。

次に、第2款総務費では、第1目一般管理費において、管理者の附属機関に関する報酬、組合運営事務経費、組合派遣職員に係る人件費負担金等を合わせて5,419万2,000円を計上しております。

次に、14ページから15ページの第2目かもきみの湯運営費では、経年劣化に伴う第1源泉ろ過装置改修工事ほかと備品購入費等を合わせて2,130万6,000円を計上しております。

次に、同じく第3目財産管理費では、組合の施設整備等に係る経費としてごろごろ広場の公園健康ロードの劣化に伴う更新工事と工事に伴う測量設計委託費用、財政調整基金及び補修費基金の各積立金の合わせて1億6,714万1,000円を計上しております。

次に、予算書16ページから17ページの第4目公平委員会費では、公平委員3名に関する報酬等の経費2万4,000円を計上しております。

次に、同じく第2款総務費、第2項監査委員費の第1目監査委員費では、監査委員2名に関する報酬等の経費20万6,000円を計上いたしております。

次に、同じく第3款衛生費、第1項清掃費の第2目し尿処理費では、アクアセンターのし尿処理に関する経費を11億1,346万3,000円を計上しております。

次に、予算書18ページから19ページの第4款予備費、第1項予備費の第1目予備費では、前年度同様の2,000万円を計上いたしております。

以上、大変簡単ではございますが、令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算の概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。18番川田議員。

○18番（川田裕） よろしくお願ひします。

一般会計予算書の17ページからお聞きいたします。

17ページ、款3衛生費の一般財源、し尿運搬投入業務委託料1億3,901万6,000円、この予算額が上程されているわけですが、先ほどの一般質問でもさせていただいたんですが、3,600円から3,400円に今なって、今現状3,400円の委託料のキロ当たりの単価になっているんですけども、これの算出根拠が幾ら調べても全く分からないんです。その根拠を求める開示請求を求めたんですが、これもずっともう平成14年、3年とか昔のものが出ていまして、場所もここから運ぶ形とも違う見積書が出ていたという中身からいっても分からないわけです。これの算出根拠を教えてくださいか。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） すみません、川田議員がおっしゃるように算出根拠について事務局サイドでも過去の資料等を探してみたりしているんですけども、これというのがなかなかないのが現状でございます。

以上です。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 予算というのは見積書でありますので、必ずこの上げた額を使わなければいけないというものではないんですが、ただ先ほども指摘させていただいた法的根拠を示した伺い書も今度変更されるわけでしょう、その中にも明確に書いていくことになれば、算出根拠は分かりませんと、しかしこの金額なんですってあまりにもおかし過ぎますので、そのあたりの訂正も含めてお願いを申し上げます、これで質疑を終わっておきます。

○議長（南満） ほかございませんか。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 15ページになります。

このページの2目のかもきみの湯の運営費の中の14節工事請負費ですけれども、ここにある改修工事ですけれども、更新工事も含めてですがこの計画に基づいてこういうことをやっておられるのか、あるいは今年度不具合があったからやっておられるのか、その見直しについてお伺いします。これは不具合でやっているものなのか、それとも計画に基づいて順次やっていっているものなのかお伺いします。

○議長（南満） 事務局長。

○事務局長（中井戸開広） 今回、工事で上げさせてもらっています第1源泉ろ過装置改修工事、あるいはR-8ろ過機更新工事につきましては、平成15年建設当初より更新されておらず、部品等の一時的な補修を繰り返してきたんですけれども、もうどうしても今回改修しないと止まってしまうような形になるおそれがあるというところで今回更新をするというふうな形になっております。

今回、更新することによって、当分の間はこういった更新工事は予定しておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（南満） 4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 私が気になったのは、R-8とかというふうに書いてありますのでかなり数があるのかなど。

○事務局長（中井戸開広） 違います。

○4番（谷原一安） そんな認識がありましたけれども、当面ないということで、ありがとうございます。

○議長（南満） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） それでは、質疑を打ち切らせていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第8 副管理者の辞職について

○議長（南満） 次に、日程第8、副管理者の辞職についてを議題といたします。

本組合の副管理者、阿古和彦君より辞職願が提出され、本日をもって副管理者を辞職したい旨の申出がありました。

議会事務局長に副管理者の辞職願を朗読させます。議会事務局長。

〔議会事務局長辞職願朗読〕

○議長（南満） お諮りいたします。

副管理者の辞職については、申出どおり許可することに決してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を申出どおり許可することに決しました。

お諮りいたします。

阿古和彦君の辞職により、本組合の副管理者が1名欠員となります。このため、副管理者の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、副管理者の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 副管理者の選任

○議長（南満） 追加日程第1、副管理者の選任を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副管理者に堀内大造議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀内大造議員を副管理者に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、堀内大造議員を副管理者に選任することに決しました。

ただいま副管理者に選任されました堀内大造議員が議場におられますので、本席より選任通知をいたします。

副管理者の選任の挨拶がございます。どうぞ。

○副管理者（堀内大造） ただいま副管理者にご指名いただきました大和高田市長の堀内大造でございます。

組合議員の皆様方のご了解を得まして、副管理者に就任することができましたことを誠にありがたく感謝申し上げたいと思います。

山村副管理者と共に東川管理者を支え、当組合の発展に努力していきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

○議長（南満） どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議会運営に関する協議を行うため、全員協議会を開催いたします。

○議長（南満） 暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時44分再開

○議長（南満） それでは、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま6番谷本昌弘議員外1名より議会議案第1号奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会議案第1号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第2 議会議案第1号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護条例の制定について

○議長（南満） 追加日程第2、議会議案第1号奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。6番谷本議員。

○6番（谷本昌弘） 提案理由を説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されましたが、今回の改正は行政機関を対象としており、議会においては自立的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法で定める規律の適用対象とされないものであります。

しかしながら、議会におきましても国の施策との整合性に配慮しつつ、地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールに沿った自立的な措置を講ずることが望まれることから、本議会におきまして奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護条例の制定についてを提案するものです。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 個人情報保護条例については、これは国の施策においてこの間、各市町村議会においても同様の条例案が出てまいりました。私、そのときに反対に立ちましたので申し上げませんが、そういう立場から少し質問させていただきます。

これは匿名情報にして業者にこの匿名情報、加工したのものは流すということな

んですけれども、つまり業者から求めがあれば匿名加工情報について、それを加工してそれを販売することができるということを内容としております。

そこでお伺いしたいんですけれども、この匿名加工情報を作り替える、これについてはどのように想定されておられるのか、この点についてお伺いします。

○議長（南満） 会議の途中ですけれども、しばらく休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時49分再開

○議長（南満） 会議を再開いたします。

18番川田議員。

○18番（川田裕） 賛成議員としての補足の答弁をさせていただきたいと思います。

加工情報というのは今回は民間も含めたものの法律の改定でございます、その部分につきましてはこれは民間に関することでございますので、今現在行っている普通公共団体または特別公共団体においてはそのような想定はされていないと、このように考えております。

○議長（南満） 4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 加工情報にするということがこの条例の中にあるわけです。

私が尋ねておりますのは、その加工情報については直接職員が行う場合も当然ございます。しかし、民間のほうにも委託できるということもございます。その民間のほうに委託した際に、この情報漏えいについての規定がないのではないかとということが私の趣旨なんです。このことについてもう一度お尋ねいたします。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 民間についてのほうは法律で規定されておりますので、罰則も今回強化されておりますからそれについての適用ということになると思います。

また、この行政内における加工というのは当然ございます、全くその個人情報を集め、例えば災害情報等もいろいろこれございますので、その上で加工等をした上でいわゆる関係団体、または協力団体等にお示しをする場合もあるということもありますので、その想定した上での規定上のものであると、このように考えております。

○議長（南満） よろしいですか。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これより討論を行います。

討論はありませんか。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 私は、反対の立場から答弁させていただきます。

これは、各市町村議会で同様の条例案が出たことと存じます。この点につきましては、先ほどありましたけれども個人情報保護というよりは今回国の制度は広く情報を、行政が

持っている情報を活用するということから匿名加工した上でそうしたことが民間で利用できるようにしようというのが趣旨の法律であります。

その点におきまして、情報が本当に保護されているかどうか、国外へこの情報が漏れて、LINE等中国の問題もありました、国内法が未整備な中でこうした個人情報の匿名加工とはいえ加工の段階では個人情報がレアな形で扱われることとなりますので、それについて私自身は必ずしも個人の情報が保護されるものとは考えないので、この点につきましては本議会におけるこの条例改正におきましても以上の立場で反対させていただきます。

○議長（南満） ほかにございませんか。18番川田議員。

○18番（川田裕） 奈良県葛城地区清掃事務組合議会個人情報保護条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

現在、ビッグデータの時代でございまして、デジタル社会に今後大きく推進をしていこうとこのようになっております。もちろんビッグデータということですから、使えるデータ、使えないデータの仕分というのは当然必要でございまして、当然その手法においてのこの加工というものも当然想定されたものでございます。

幾らいわゆるIT関係とICT関係が発達しようとも、その使える情報に制限があまりにも大き過ぎれば使えない、その区別によって今回の法律の制定がされたもの、それに関連してこの条例等の改正がなされるというものと考えております。

よって、ご懸念されるようなこういった問題というのは、よほどの一部の悪質なものがなければそのようなものもできないようなシステムになっていると考えておりますので、賛成といたします。

○議長（南満） これにて討論を打ち切ります。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数と認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま18番川田裕議員より、議会議案第2号奈良県葛城地区清掃事務組合議会における質問等に関する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会議案第2号を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3 議会議案第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会における質問等に関する条例の制定について

○議長（南満） 追加日程第3、議会議案第2号奈良県葛城地区清掃事務組合議会における質問等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。18番川田議員。

○18番（川田裕） 議会議案第2号について、奈良県葛城地区清掃事務組合議会における質問等に関する条例の提案理由説明を行います。

本条例は、議会の使命及び組合議員の責務に鑑み、文書による質問等を規定し、議会運営の原則を定めることにより議会の権能を高め、もって公共福祉の向上及び民主的な組合の運営に寄与することを目的とするものであります。

その内容については、文書質問権、質問または質疑の方法、議会運営の原則においては政策決定並びに管理者等への事務の執行の監視及び評価に対する責務や、その調査に係る資料の請求権などを定めたものであります。

慎重ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 質問させていただきます。

1つは、第3条の2ですが、質問・質疑は一問一答方式とするとあります。これで、本議会につきましては会議規則というものがございます。その整合性でこの一問一答方式ということがどう組み込まれるのかということについて伺います。

本日、初めて見るものですから十分なことは私も今手元にはありますけれども見られておりませんが、会議規則との関係で一問一答方式とすることというのがどうなのか、もうちょっと私は慎重に議論する必要があるのではないかなというふうに思っております。この点について伺います。一問一答方式と現在の組合会議規則との関係です。

それから、2番目ですけれども、この趣旨なんですけれども、情報開示請求ってこれまでもあったと思いますが、この情報開示請求との関係でどうなのかということ。その仕方がどうなっているのかということについてもお聞きしたいと思います。

これまでの情報開示請求では不十分だったのか、それともそれ以上のことが何かあって質問ということでこういう文書としてということがあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それから、第2条の4項です、議長は第1項の規定による質問及び第2項の規定による回答を全組合議員に通知するとともに、組合を組織する市町の住民に公表するものとする。とありますけれども、この住民に公表するという理由です、目的、それから方法です、どうしているのか、この点についてお伺いします。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） お答えいたします。

まず、質問の第1番からお答えいたします。

会議規則との整合性の問題についてでございます。これは、会議規則というのは地方自治法から委任された規則でございます。あくまでも規則でございます。その上位に関する規定ということで条例の制定を今回お願いするものでございます。下位の規定が上位

の規定を上回ることはございませんので、この条例が優位性を持って取り組まれることになるということでもあります。

そして、資料請求の件です、資料請求について。これは情報公開条例というものがございまして、これはこの条例の中にも第5条に委任がございまして、条例の定めるもののほかこの条例の施行について必要な事項は議長が別に定めるとございまして。細則的なものに関しては議長が今後定められるということになります。

ただ、想定しておりますのが、情報公開条例というものがありますので、その枠を、条例の枠を超えることは、当然範囲を超えることはできないという判断になりますので、いわゆるその範囲内における運用ということが考えられると申し上げたいと思います。

そして、住民の公表、これに関しての方法でございまして、大体世間一般的に今全国の各公共団体が行われておられる方法としてはインターネットでの公開、これが主なものでございます。

よって、印刷をしてそれを全部配るとかそういったことは想定しておらずに、インターネット上での公開というものが想定されてくると、このように考えております。

○議長（南満） 4番谷原議員。

○4番（谷原一安） ありがとうございます。

まず、一問一答方式についてはこちらの条例が上回るということで、今後は一問一答方式にしたいということであろうと思います。

そこで質問なんですけれども、議事進行上、通常2回質問して1回意見ということで同一議案については3回までの発言に大体なっていると思うんですが、一問一答方式になると時間が長くなると、それについてどこまでやっていくのかということが懸念されましたのでそこら辺のお考えです、審議時間の円滑化ということとこの一問一答方式はどうか、普通一般質問の中において限られた時間において一問一答方式というのはあるかと思うんですけれども、この点についてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、情報公開条例の範囲でということなので、その点については意見を求めるということについては分かりました。

それから、3番目にお聞きしたところなんですけれども、公開するということなんですけれども、これは市町村のホームページ等でできるとは思うんですが、この趣旨がなかなか伝わらないのではないかと、質問に対して回答だけでは、背景等もあつたりするのでそこら辺のことはあまりがちがちにする必要はないのではないかなと思います。

これを条例で決めてしまえば住民に公表するものとするという努力義務だろうと思うんですけれども、そこら辺の度合いですね、各市町村による取扱い等をどうお考えなのか、この点についてもお願いします。ねばならないものとすると思いますので、そこら辺をどうお考えか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 質問時間に関してのいわゆるご質問でございまして。

これは議会運営上、議長の権限でございまして、議会サイドから会議規則にも委任しておりますので、特による場合には時間を制限する場合もあるということで、議事整理権の範囲内に含まれると思いますのでそれはお答えを控えさせていただきたい、このように考えます。

それとあと、資料請求権はよくて、住民の公表につきましてインターネットになります。これ参考程度なんですけれども、例えば香芝市でも今文書の質問というのをやっております、住民にホームページで公開しているわけですが、当然質問と、そして回答、これを並べた形でまとめまして、いわゆる答えだけ書いているものを見ても分かりませんので、質問とセットでそれを住民の皆さんに公開をしていると、それは一つの参考としていただけるだろうと、このように考えております。

以上です。

○議長（南満） 今、谷原議員のほうから質問等に関しての時間関係の話もございました。今回、一般質問におきましても時間制限のほうが決まっていないという段階の中で、私、冒頭のほうから30分という時間を決めさせていただきました。

今後、ほかの組合組織の一般質問等々も鑑みながら、皆様方にどのような一般質問の条件がふさわしいかというのもお諮りをさせていただきながら今後進めてまいりたいというふうに思いますので、その点についてもご理解をいただきたいなというふうに思います。

4番谷原議員。

○4番（谷原一安） ここには一般質問、いわゆる質問だけでなくまたは質疑とありますので、私ども質疑は大体3回までに抑えて進行を図ることになりますので、ここに一般質問だけではなくて質疑とあるので、一問一答方式、この時間制限も議長がということになるのでしょうか。

この点について、私はあまりふさわしくないんじゃないかなと、一般質問をやるんだしたら時間を限っていただき、今日はなかなか聞き応えのある一般質問をしていただいて勉強させていただきましたけれども、質疑とこの切り分けが要るのかなと、それがさっきの規則との整合性ということで申し上げたんですが、再度お願いします。

それともう一つ、答弁のことが、先ほど回答でもうちょっと正確にお聞きしたかったんですけども、組合議会のホームページがありますね、ここの組合のホームページがあると、各市町村にもあると、だから議長はこの公表をする、その関係の構成自治体の市民にも、あるいは町民にも知らせるといふ、どういうことを考えておられるか。

だから、もう各市町村でやるとすればそれはどうなのかというふうな気持ちがありますので、そこをもう一回、正確をお願いします。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 質疑の時間制限についてであります。

これは、先ほどのいわゆる予算審議と議案審査のときも申し上げましたが、本会議でありますので普通公共団体における議会においては常任委員会または議会運営委員会、その他特別委員会等が設置されているわけでありまして、委員会上はある程度の範囲をもって

審議ができると、こうなっております。

しかし、本会議場においてはもう通告制を全て取っているところもあるほどでありますので、本会議場でだらだらだら長く話すということはこれはもう文章上、過去の検証上でもそれはもう禁止されているということでもありますので、それはもうその範囲の問題でありまして、質疑だから質問だからということで、質問だったら時間制限内でいいんですけれども、質疑であったらもう要旨をまとめて端的に答えると、これが全国的な議会の標準であります。

そのことに従っていただいて運営のほどを議長もやっておられますので、それはもう議長に従うべきだと、このように考えております。

それと、各市のホームページと言いますが、これはもう普通地方公共団体といわゆる特別公共団体は別の法人でございますので、こちらの法人情報をそちらのホームページに、各構成団体の皆さんのホームページにそれを掲載してくださいということは、これは越権行為に当たるわけでありまして、そういったことはもうないと考えております。あくまでも組合のホームページ上でそれを掲載すれば十分に要件を満たすと、このように考えております。

○議長（南満） ホームページ関係につきましては、今回組合のほうでも予算措置のほうをしております。その内容については事務局より説明のほうをさせます。事務局長。

○事務局長（中井戸開広） すみません、組合のほうのホームページなんですけれども、設立当初からずっと変わっておりませんでした。

今回、今年度予算の計上をさせていただいているんですけれども、リニューアルをさせていただいて、今まで議会の項目がなかったりだとか決算予算とかが項目はあるんですけれども載っていなかったりしてましたので、その辺載せるような形で改修のほうを5年度でかけさせてもらいたいと思っておりますので、そこで今言われているこういった質問が出たときにはそこで掲載させてもらうという形で対応させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（南満） よろしいですか。ありがとうございます。

ほかございませんか。

16番中川議員。

○16番（中川義弘） 今、この条例案の制定、2、3、4という中身の今3だけなんですけれども、こういうのは今すぐ出されて今すぐ読んでどうのこうのというのはできないので、これは持ち帰り、もう一遍中の精査をしていかないかなということもありますので、そこらあたりひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 質疑の内容がよく分からないわけですが、今も付議された議案でございますので、持ち帰る、それだったらその前段の個人情報保護条例もこれはもう同じことございまして、その整合性を取ったことを言っていないと意味が分からないということを申し上げたいと思います。

○議長（南満） ほかがございませんか。ご意見等は、質疑等はございませんね。

4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 私も、個人情報のほうは議会でも同様のものは審議しておりますので、これは本議会についてのことでありますから私も慎重になっているわけですが、理事者側は何も特にご質問もないようですから、理事者に関係するところもありますけれどもこれはもうこれで結構だということであれば、私としては透明性を確保するという点でこれだけのことを受けていただくんだったらそれで結構かと思えますけれども、ないようであれば、それについて確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（南満） それは理事者に向けて言うておられるんですか。

○4番（谷原一安） 管理者のほうもこれでできるということであるということであればもう当然それで受けていただくということでもいいかと思うんですけれども、そこにそがないのであれば私は、非常に明確であると思えますのでそこは、この条例が可決された後の現実にそれがうまく運用できるかどうかということをおは頭に置いて先ほどから質問しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（南満） 18番川田議員。

○18番（川田裕） 提案させていただいているのは私でございますので、理事者方は提案されておりませんので、質疑はこちらのほうにお願いしたい。

そして、会議規則上、もう3回の質疑は終わられていますのでその点をお願いしたいと思います。

○議長（南満） 分かりました。

それでは、ほかに質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑を打ち切らせていただきたいと思います。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、本件を採択いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。

○議長（南満） しばらく休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○議長（南満） それでは、会議を再開いたします。

この本案件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま18番川田裕議員より議会議案第3号奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全部改正についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会議案第3号を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第4 議会議案第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全部改正について

○議長（南満） 追加日程第4、議会議案第3号奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。18番川田議員。

○18番（川田裕） 議会議案第3号につきまして、奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全部改正について提案理由説明を行います。

さきにも申し上げましたように、特別委員会の設置の上程もさせていただいております。その関係上、会議規則には委員会の設置に関する運営に関する規定がございませんのでその事項を追記したというものでございます。

慎重ご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので……。

○4番（谷原一安） 動議。

○議長（南満） 動議。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） 動議を提出いたします。

ただいま提案のありました奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則の全部改正についてなんですけれども、本日、この議会の規則全体にわたる大きな改正について目を通す時間も与えられることなくこのまま可決していくということについてはもう少し時間が必要だろうと思いますので、この議案につきましては持ち帰って、次回ここでもう一回審議するという事について提案いたします。

○議長（南満） ただいま谷原議員より動議の説明事項と動議の提出がございました。

この件に関しまして、賛成者の方はございますでしょうか。

16番中川議員より賛成の旨がございましたので、動議のほうで成立をいたしました。

○議長（南満） しばらく休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時19分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

谷原議員の動議を議題として採決のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど説明のほうもございましたように、持ち帰りたいというような話の内容でございました。この件に関しましては、賛成者、16番中川議員のほうも賛成されておりますので採決のほうをさせていただきたいと思います。

本動議におきまして、皆様方、この賛否のほう、賛成者の挙手のほうをお願いしたいと思います。動議の賛成者です。

賛成者少数でございます。よって、この動議は否決されました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようですので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

○議長（南満） 議事進行上、しばらく休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま18番川田裕議員より、議会議案第4号奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議会議案第4号を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5 議会議案第4号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の制定について

○議長（南満） 追加日程第5、議会議案第4号奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。18番川田議員。

○18番（川田裕） 議会議案第4号につきまして、奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の提案理由の説明を行います。

本条例は、地方自治法第109条の規定に基づき、特別委員会の設置を求めるものであります。

また、特別委員会に付議される事件の特定の事件について議決を求め、閉会中の審査を行い、その他、委員会に関し必要な事項を条例の規定でお願いするものであります。

その内容につきましては、し尿海洋投入処分委託業務廃止に係る補償の超過支出事件が本日判明しております。それに関する随意契約や委託料の適正性を検証するものであります。

慎重ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。4番谷原議員。

○4番（谷原一安） しばらく読む時間を与えてはいただけないでしょうか。目を通せないまま確かな判断はできかねますので、議案も多い中でしばらく時間をいただきたいと思いますが、議長の判断でお願いします。

○議長（南満） 議事進行上、10分間休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時34分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり可決することに決しました。

○議長（南満） 暫時休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時40分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例第4条の規定により、奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員に、梨本議員、吉村議員、川田議員、杉本議員を指名し、議会閉会中もお継続して審査または調査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、梨本議員、吉村議員、川田議員、杉本議員を指名し、議会閉会中もお継続して審査または調査することに決しました。

○議長（南満） 議事進行上、しばらく休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

この際、ご報告申し上げます。

奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会の委員長に川田議員、副委員長に杉本議員が委員会において互選されましたのでご報告申し上げます。

以上で日程は全て終了いたしました。組合規約に関し管理者から報告がございます。管理者。

○管理者（東川裕） それでは、組合議会議員構成の変更についてご報告いたします。

議会資料7ページをお開き願います。

組合議会議員構成については、令和4年2月の全員協議会及び8月議会定例会において、議員の中に執行者側である首長が入っているという形は整合性が取れていないのではとのご意見をいただいた上で、一度皆様方にご意見を賜りたいということで各市町の代表議員様にお集まりいただき、組合議会議員構成検討会議を11月と1月の2回開催し、ご検討いただいた次第です。

ご検討いただいた結果、首長につきましては今後は首長で構成する運営協議会委員として議案説明のため議場へ出席されることになり、議員定数は8名減となります。

また、各市と町との議員構成比率を考慮し、町議会議員が各1名から各2名ご参加いただく形となり、4名増となります。

したがって、組合議員定数は現在24名のところ20名に変更するという結果となりました。

これに伴い組合規約の改正が必要となりますので、各市町の3月定例議会において組合規約を変更する議案の上程をお願いしております。

各市町の議決をもちまして、県へ組合規約変更許可申請手続を行う予定をしております。

す。

施行期日は令和5年7月1日施行を目途としております。

以上、組合議会議員構成の変更についてご報告申し上げます。

○議長（南満） ただいま管理者より報告がございました。

この件につきましてはご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、報告につきまして終了いたしたいと思いません。

各市町の議会においてかなりタイトなスケジュールになってくるというふうに思います、ぜひとも皆様方のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

この際、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、本日の日程は全て議了いたしました。

これで閉会したいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

○議長（南満） 管理者の閉会の挨拶がございます。管理者。

○管理者（東川裕） 本日は、大変お忙しい中ご出席をいただき、ご提案申し上げます。案件につきましては慎重審議の上、適切なるご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後とも引き続き、施設の運営管理並びに周辺地域の環境保全に対しまして誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、皆様方におかれましても組合運営に関し格別のご協力をお願い申し上げます。私の閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（南満） これをもって本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後4時45分閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 ㊟

議 会 副 議 長 ㊟

署 名 議 員 ㊟

署 名 議 員 ㊟